

経費計算基準等の見直しプロセスの導入 について

2026年4月30日

1. 第150回自賠責保険審議会（2025年1月10日開催）における議論内容

- 自動車損害賠償責任保険における経費計算基準等（以下、「経費計算基準等」という。）は、第150回自動車損害賠償責任保険審議会における論議を踏まえ、令和7年3月11日付で見直しを実施した。また、今後も引き続き、自動車損害賠償責任保険における業務プロセスの進展に伴う同経費の変化を検証・把握するため、経費計算基準等を見直すための手続きを検討することとした。

（1）定量基準

- 将来自賠責経費に影響を及ぼすと考えられる項目を以下の3要件に基づき選定した（第150回自賠責保険審議会で論議）。なお、適切な項目は将来の環境により変化すると想定されるため、経費計算基準の見直しを行う都度検討し必要に応じて再設定する。

項目選定の3要件：

- ① 将来の変化（普及率増加等）が想定されるもの
- ② 計測可能なもの
- ③ 自賠責経費に対する感応度が一定程度あると想定されるもの

【今回の定量基準】

項目	定量基準	想定される自賠責経費への影響
・ キャッシュレス普及率	普及率：40%超	・ 現金精算関連の業務の効率化 ・ 現金・キャッシュレス両方を管理することによる業務の増加
・ 異動・解約非対面手続き率	非対面手続き率：40%超	・ バックオフィスでの集約対応における効率化

- また、選定した項目にかかわらず、契約・損害実務に大きく影響を与える事項があれば、見直しの是非を議論し判断する。
例：法改正や会計基準の変更、業務効率化に資するシステム開発等

（2）定期基準

- 定量基準に合致しない場合であっても、前回見直し時から一定期間を経過した場合に見直しを行うために定期基準も設ける。
- 自賠責保険の基準料率における滞留資金の収支均衡期間と合わせ、5年とする。

2. 定量基準等の合致検証結果

- 第150回自動車損害賠償責任保険審議会において議論した定量基準等について検証した結果、異動・解約非対面手続き率にかかると定量基準等に合致する可能性が高いことを確認した。そのため、速やかに経費計算基準等の見直し手続きを進めていく。

第150回自賠責保険審議会における議論内容

- 将来自賠責経費に影響を及ぼすと考えられる項目として、以下の定量基準を選定した。なお、経費計算基準の見直しを行う都度検討し必要に応じて再設定することとした。

【今回の定量基準】

項目	定量基準
・キャッシュレス普及率	普及率：40%超
・異動・解約非対面手続き率	非対面手続き率：40%超

- また、選定した項目にかかわらず、契約・損害実務に大きく影響を与える事項があれば、見直しの是非を議論し判断することとした。

例：法改正や会計基準の変更、業務効率化に資するシステム開発等

定量基準等の直近状況

- 各社^(注)のキャッシュレス件数や非対面による手続き件数を集計したところ、非対面手続き率が40%超となった。

【定量基準の直近状況】^(注)

2025年 12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月
0.08 %	0.10 %	0.09%	0.12%
36.5 %	41.8 %	43.0 %	46.9 %

- また、契約・損害実務に大きく影響を与える事項については、前回令和7年3月11日付けの見直し以降、特段生じていない。

(注) あいおいニッセイ同和損害保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険の4社において、手続日ベースで集計

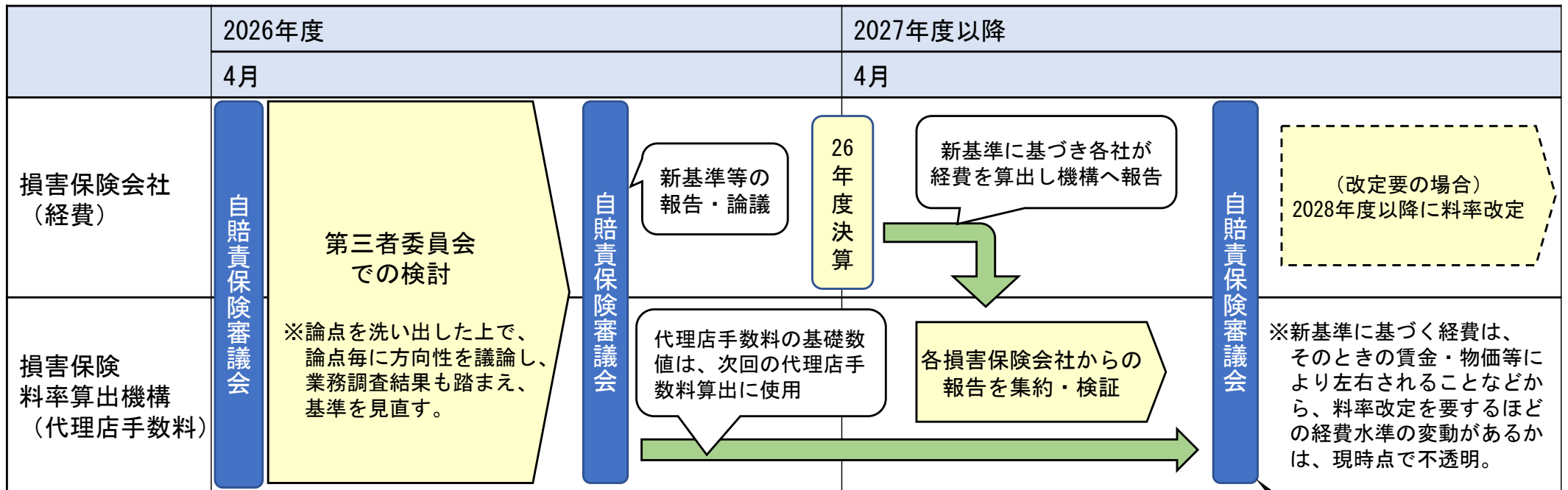
<定量基準の直近状況に関して>

- キャッシュレス普及率は、自賠責経費に影響を及ぼす項目として、代理店と保険会社間の保険料精算が不要な「e-JIBAI」によるクレカ払いを集計している。車検手続きを行う事業者兼代理店等が契約者から車検費用等と合わせてクレカ払い等で領収したうえで、自賠責保険料を保険会社に入金・精算するケースがあるため、「e-JIBAI」によるクレカ払いは低位に推移している。
- 異動・解約非対面手続き率は、お客さま向けの活用推進等により、WEBサイトから申請手続きをいただくケースが拡大している。

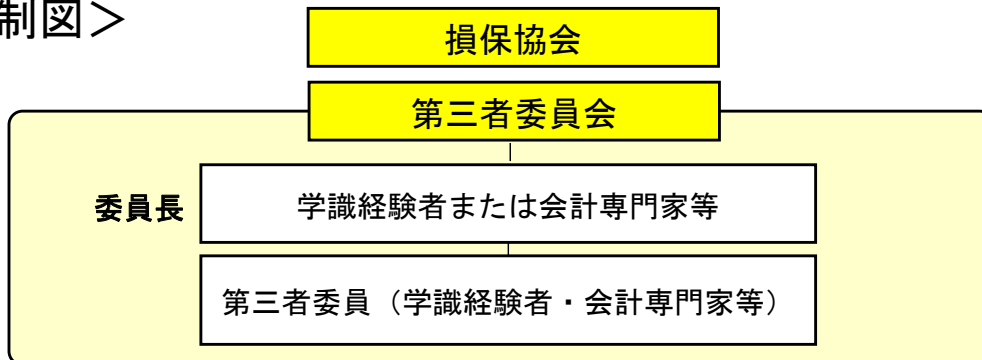
3. (仮)経費計算基準等の見直しのスケジュール・体制

- 経費計算基準等の見直しに向けた具体的な論議を行う場として、今後、日本損害保険協会内に第三者委員会の設置準備を進める。
- 現時点においては、第三者委員会での検討を年内に取りまとめ、2027年に開催される自賠責保険審議会で検討結果を報告する想定。
- 第三者委員会においては、定量基準に達した異動・解約手続き関連の経費に加え、前回改定時に今後の検討課題としていた事項（業務実態調査方法、給与額や外部委託費用の計算方法等）も含め、検討の範囲を定めた上で検討していく。

<スケジュール>



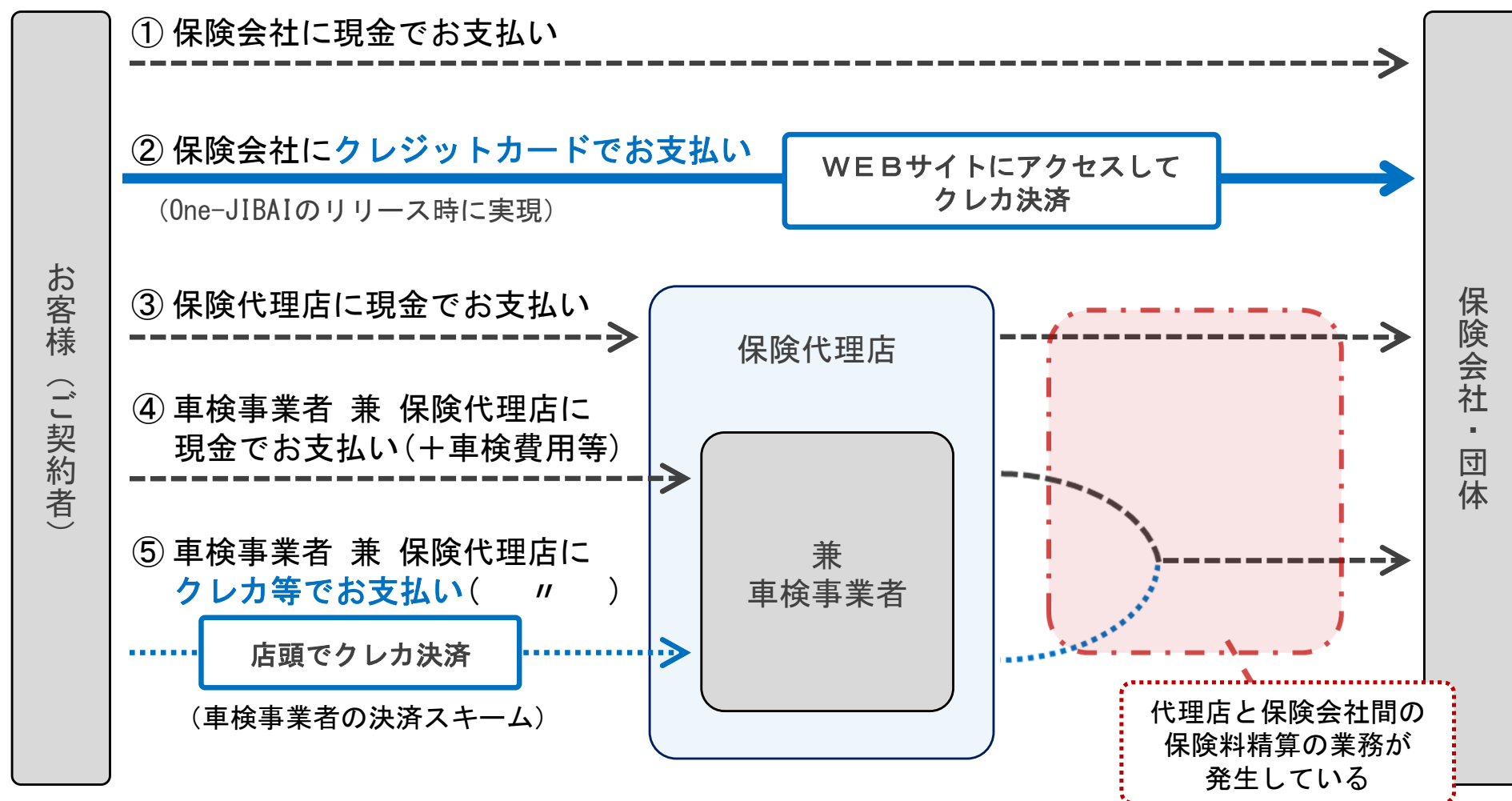
<体制図>



※オブザーバー：金融庁、損害保険料率算出機構
 ※事務局：損保協会

(参考) 「キャッシュレス普及率」で計測する対象について

- キャッシュレス普及率は、代理店と保険会社間の精算業務の効率化など、自賠償経費に影響を及ぼす項目として、ご契約者ご自身のクレジットカードで自賠償保険料をお支払いいただくケース（下図②）の契約件数を全体の契約件数で除して計測している。
- 一方で、車検手続きを行う事業者兼代理店等が、事業者独自の決済スキームで領収するケース（下図⑤）は、ご契約者の立場では“キャッシュレス”であるが、代理店が別に自賠償保険料を保険会社に入金・精算することにより変わりにないため、計測可能な経費の影響は見込めないものとして、経費計算基準の見直しのための基準としては計測対象としていない。



4. 次回以降の経費計算基準等の見直しプロセス

- 一方、今後も引き続き、経費計算基準等を見直すための手続きを導入するため、自動車損害賠償責任保険 保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、「算出方法書」という。）および経費計算基準等において、次回以降の見直し手続きを明確化する。

(1) 変更理由

経費計算基準等は、第150回自動車損害賠償責任保険審議会における論議を踏まえ、令和7年3月11日付で見直しを実施した。今後も引き続き、自動車損害賠償責任保険における業務プロセスの進展に伴う同経費の変化を検証・把握するため、経費計算基準等を見直すための手続きを導入することとし、次回以降の見直し手続きを明確化するよう経費計算基準等の規定を変更する。また、あわせて、算出方法書には、経費計算基準等により計算する旨を明記することとする（算出方法書の改定については、別途諮問する）。

(2) 経費計算基準等の変更内容

経費計算基準等において、自動車損害賠償責任保険における経費を取り巻く環境に変化が認められる場合等においては、その経費水準の妥当性を検討するとともに、その結果を自動車損害賠償責任保険審議会に報告し、必要に応じて経費計算基準等の改訂を行う旨を規定する。また、第150回自賠責保険審議会（2025年1月10日開催）で議論の通り、環境変化が認められない場合においても前回見直し時から一定期間を経過した場合には検証を行うこととする（同期間は自動車損害賠償責任保険の基準料率における滞留資金の収支均衡期間と合わせ5年とする）。

自動車損害賠償責任保険における経費計算基準等 新旧対比表

（下線部分は変更部分）

変更案	現行
<p>（経費計算基準等の妥当性検証）</p> <p><u>10. 自動車損害賠償責任保険経費計算基準および自動車損害賠償責任保険経費計算基準細則（以下「経費計算基準等」という。）については、以下①、②のいずれか早い年度に妥当性を検証し、その検証結果を自動車損害賠償責任保険審議会に報告のうえ、必要に応じて改訂を行うものとする。</u></p> <p><u>①自賠責保険における経費を取り巻く環境に変化が認められた事業年度</u></p> <p><u>②経費計算基準等の改訂を最後に行った年度から5年を経過する事業年度</u></p>	<p><新設></p>